

〒

様

長期間相続登記等がされていないことの通知（お知らせ）

平素より法務行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

この度、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第40条に基づき、長崎地方法務局において調査した結果、下記の土地について、所有権の登記名義人が亡くなられているものの、名義がそのままの状況となっており、その後も長期間にわたり相続登記等がされていないことが判明いたしました。

つきましては、当該土地の登記簿上の所有者の法定相続人（戸籍等によって確認しています。）である貴殿に対し、その旨を通知いたします。

今後も相続登記がされない状態が続きますと、更なる相続が発生するなどして権利関係が複雑となり、将来の登記申請が困難になるおそれがあります。このため、この機会に、必要な登記申請を行っていただきますようお願い申し上げます。また、下記の土地の登記申請に当たっては、申請に必要な書類（被相続人の戸除籍謄本等）の一部の提供を省略することができる場合があります。

相続登記の申請方法等についての御相談は、同封している司法書士会の電話番号一覧にある最寄りの司法書士会にお電話していただくか、最寄りの法務局にお電話いただくようお願いいたします。なお、法務局における登記相談は予約制となっております。

また、法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html）では、相続登記の必要性や相続登記の手続について掲載していますので御覧ください。

そのほか、本通知の内容に関して御不明な点などありましたら、当局までお問い合わせください。

記

1 不動産番号及び不動産所在事項

310400505

の土地 他 別紙のとおり

2 現在の所有権の登記名義人

3 法定相続人情報の作成番号

3104-2019-

※ 本通知は、法定相続人が複数いる場合には、任意の1名の方に送付しています。

令和2年3月13日

長崎市万才町8番16号

長崎地方法務局登記部門

長期相続担当 新竹、江頭

連絡先：095-820-5937